

上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業

実施方針

平成 25 年 7 月

上 越 市

《目 次》

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1. 事業内容に関する事項	1
2. 特定事業の選定及び公表に関する事項	4
第2 募集及び選定に関する事項	5
1. 事業者の募集及び選定方法	5
2. 募集及び選定の手順	5
3. 参加資格要件	6
4. 応募者の審査及び選定	9
5. 落札後の手続き	10
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	11
1. 想定されるサービスの水準・仕様	11
2. 想定されるリスクの分担	11
3. 市による事業の実施状況の監視	11
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	11
1. 敷地面積及び配置	11
2. 土地利用規制	11
第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	12
1. 係争事由に係る基本的な考え方	12
2. 管轄裁判所	12
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	12
1. 民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	12
2. 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	12
3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	12
4. その他	13
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	13
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	13
1. 議会の議決	13
2. 情報提供	13
3. 応募に伴う費用負担	13
4. 本実施方針に関する担当部署	13

実施方針添付資料

- 実施方針添付資料-1 事業実施場所
- 実施方針添付資料-2 事業スキーム図
- 実施方針添付資料-3 役割分担概念図
- 実施方針添付資料-4 リスク分担（案）
- 実施方針添付資料-5 事業実施区域

上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業実施方針では、次のように用語を定義する。

- 本事業 : 上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業をいう。
- 本施設 : 本事業において設計・建設され、運営・維持管理される上越市廃棄物処理施設をいい、工場棟、管理・計量棟のほか、特別高圧電力受変電設備、鉄塔、調整池、洗車棟、庁用車用車庫、駐車場、構内道路、燃料貯蔵所、配管、構内案内板、外灯、植栽等の事業実施区域内の設備及び建築物、工場棟から温浴施設（上越リゾートセンターくるみ家族園）に温水を供給するための配管およびその付帯設備、水源井用水設備、水源井用水設備から井水取合い点までの給水配管およびその付帯設備の一切を含めていう。
- プラント : 本施設のうち処理対象物の焼却処理に必要な全ての設備（機械設備・電気設備・計装制御設備等を含む。）を総称していう。
- 建築物等 : 本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
- D B O方式 : Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる事業手法をいう。
- 特定事業 : 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第2条第2項の規定に準じて、市が実施する事業をいう。
- 建設事業者 : 本施設の設計・建設業務を担当する企業をいう。
- 運営事業者 : 本施設の運営・維持管理業務を担当する特別目的会社をいう。
- 特別目的会社（SPC） : 本施設の運営・維持管理業務の実施のみを目的として設立される株式会社をいう。
- 事業者 : 建設事業者及び運営事業者の総称をいう。
- 応募者 : 本事業の入札手続きに参加する複数企業で構成されるグループをいう。
- 構成員 : 設計・建設業務又は運営・維持管理業務を担当する企業のうち、運営事業者に出資を行う企業をいう。
- 協力企業 : 設計・建設業務又は運営・維持管理業務を担当する企業のうち、運営事業者に出資を行わない企業をいう。

- 代表企業 : 入札手続きにおいて応募者の代表を務める者をいう。
- 落札者 : 市が設置する審査機関から優秀提案の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として市が決定した応募者をいう。
- 事業契約 : 基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の総称をいう。
- 事業実施区域 : 本事業を実施する区域をいう。
- 入札説明書 : 本事業の入札に参加する者に対して、市が事業条件、参加手続き等を説明するための書類をいう。
- 入札説明書等 : 本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、事業契約書（案）、落札者決定基準書等の書類をいう。
- 基本契約 : 事業者の本事業を一括で発注するために、市と事業者で締結する契約をいう。
- 建設工事請負契約 : 本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、市と建設事業者が締結する契約をいう。
- 運営業務委託契約 : 本事業の運営の実施のために、基本契約に基づき、市と運営事業者が締結する契約をいう。

上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業に関する実施方針

上越市（以下「市」という。）は、上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に準じて、民間事業者の経営能力及び技術的能力の活用を図るため DBO（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施することとする。

本実施方針は、PFI 法の規定に準じて、特定事業の選定及び本事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、本事業の実施に関する方針を定めるものである。

第 1 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名

上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業

(2) 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名 称 上越市新クリーンセンター（仮称）

種 類 一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者

上越市長 村山 秀幸

(4) 事業目的

本事業は、一般廃棄物等を安定的かつ経済的に焼却処理するとともに、焼却廃熱を利用した発電による熱エネルギーの回収、焼却残渣の適正処分を行い、循環型社会の構築に適した処理システムの中核を担う施設の整備及び運営を行うことを目的とする。

(5) 本施設の概要

項 目	概 要
事業実施場所	上越市大字東中島地内 （「添付資料-1 事業実施場所」参照）
処 理 方 式	全連続燃焼ストーカ式
処 理 対 象 物	燃やせるごみ 燃やせないごみ破碎残渣 し尿し渣、し尿沈砂 下水道し渣 動物の死骸 上記 には「上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」で定める市が処理する産業廃棄物（紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ）を含む。また、非常時における以下の 2 種類も本施設の処理対象物となる。 災害廃棄物 し尿汚泥

供用開始予定	平成 29 年 10 月
施設規模	170t/日 (85t/日 × 2 炉 1 日当たり 24 時間)
発電効率	循環型社会形成推進交付金制度における高効率ごみ発電施設の交付要綱に従い 15.5%以上とする

(6) 事業方式

本事業における施設の整備及び運営は D B O 方式により実施する。

落札者として決定された企業グループ(以下、「落札者」という)は、建設事業者として上越市廃棄物処理施設(以下「本施設」という。)の設計・建設業務を行う。

さらに、落札者は、特別目的会社[SPC](運営事業者)を設立し、20 年 6 ヶ月間の運営・維持管理期間にわたって、本施設の運営・維持管理業務を実施するものとする。

(7) 契約の形態

市は、民間事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、事業者のうち設計・建設を担当する者(以下「建設事業者」という。)と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約を締結する。(以下、基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約の 3 つの契約をまとめて「事業契約」という。)

事業契約の締結主体を「添付資料-2 事業スキーム図」に示す。

(8) 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

ア 設計・建設期間 : 事業契約締結日から平成 29 年 9 月まで

イ 運営・維持管理期間 : 平成 29 年 10 月から平成 50 年 3 月まで(20 年 6 ヶ月間)

(9) 事業期間終了後の措置

本施設は約 30 年間にわたって使用する予定であり、建設事業者及び運営事業者(以下総称して「事業者」という。)は、約 30 年間の使用を前提として設計・建設及び運営・維持管理を行うこととする。また、事業者は、事業期間終了時に本施設を市の定める明け渡し時における施設の要求水準を満足する状態に保って、市に引継ぐものとする。本施設の事業期間終了時の措置について、運営開始後 16 年目(平成 44 年度)の時点において、市及び事業者は協議を開始するものとする。

(10) 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「要求水準書(案)」に示すとおりとする。(「添付資料-3 役割分担概念図」参照)

ア 事業者が行う業務

本施設の設計に関する業務

- 1) 本施設の設計
- 2) 市が提示する調査結果以外に必要な事前調査
- 3) 市の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- 4) 環境影響評価書（再評価）の支援
- 5) 市が行うその他許認可申請支援

本施設の建設に関する業務

- 1) 本施設の建設
- 2) 建設工事に係る許認可申請等

本施設の運営・維持管理に関する業務

- 1) 受入業務
- 2) 運転管理業務
- 3) 維持管理業務
- 4) 環境管理業務
- 5) 情報管理業務
- 6) 見学者対応、近隣対応等の関連業務

イ 市が行う業務

本施設の設計・建設に関する業務

- 1) 用地の確保
- 2) 近隣同意の取得・近隣対応
- 3) 本施設の交付金申請手続
- 4) 本施設の設計・建設モニタリング
- 5) その他これらを実施する上で必要な業務

本施設の運営・維持管理に関する業務

- 1) 近隣対応
- 2) 運営モニタリング
- 3) 本施設への一般廃棄物等の搬入
- 4) 残渣運搬・最終処分業務（焼却主灰・焼却飛灰の安定化処理、残渣の貯留までは事業者の業務範囲）
- 5) その他これらを実施する上で必要な業務

(11) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとし、詳細は入札説明書等において示す。

ア 本施設の設計・建設業務に係る対価

市は、本施設の設計・建設業務の対価として、施設整備費を建設業者に支払う。

イ 本施設の運営・維持管理業務に係る対価

市は、本施設の運営・維持管理業務の対価として、運営業務委託費を運営業者に支払う。

(12) 売電収入の帰属先

運営事業者は、ごみの処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電を行い、本施設内での利用を行うとともに、余剰電力を電力会社へ売却する。

売電収入は市に帰属するものとするが、運営事業者は当該売電収入の向上を十分考慮し、運営・維持管理業務を行う。

(13) 市が適用を予定している交付金について

市は、本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続は市において行うが、建設事業者は申請手続に必要な書類の作成等について市を支援するものとする。

(14) 関係法令等の遵守

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

(15) 事業スケジュール（予定）

ア 落札者の決定	平成26年2月
イ 仮契約の締結	平成26年5月
ウ 契約議案の議会への提案	平成26年5月
エ 事業契約の締結	平成26年6月
オ 本施設の設計・建設	平成26年6月～平成29年9月（約3年3ヶ月間）
カ 本施設の運営・維持管理	平成29年10月～平成50年3月（約20年6ヶ月間）

2. 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 選定基準

本事業をDBO方式で実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できる場合又は市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。また、公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。なお、選定結果は、平成25年7月に公表する。

第2 募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定方法

本事業では、入札手続きに参加する複数企業で構成される企業グループ（以下「応募者」という。）が、本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書等の書類（以下「入札説明書等」という。）に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点から市の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を決定する。なお、落札者の決定は、公平性、透明性の確保の観点から、総合評価一般競争入札方式により行うことを予定している。

2. 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール（予定）

募集及び選定スケジュールは次のとおり予定している。

内 容	日 程
実施方針等の公表	平成 25 年 7 月 1 日（月）
実施方針等に関する質問・意見の受付期限	平成 25 年 7 月 12 日（金）
上記質問への回答	平成 25 年 7 月 26 日（金）
特定事業の選定・公表	平成 25 年 7 月末
入札公告及び入札説明書等の公表・交付	平成 25 年 8 月末
第 1 回入札説明書等に関する質問受付期限	平成 25 年 9 月
第 1 回入札説明書等に関する質問回答の公表	平成 25 年 9 月
入札参加資格審査書類受付・審査	平成 25 年 9 月
概要説明会	平成 25 年 10 月
第 2 回入札説明書等に関する質問受付期限	平成 25 年 11 月
第 2 回入札説明書等に関する質問回答の公表	平成 25 年 11 月
事業提案書の受付	平成 25 年 12 月
落札者決定及び公表	平成 26 年 2 月
基本協定締結	平成 26 年 3 月
事業契約仮契約締結	平成 26 年 5 月
事業契約本契約	平成 26 年 6 月

(2) 実施方針等に関する質問、意見の受付

本実施方針及び要求水準書（案）についての質問、意見は下記のとおり受付を行う。また、質問、意見書を提出した者に対しては個別にヒアリングを行う場合があり、その場合の日時・場所等は個別に通知する。

ア 受付期間

本実施方針公表日から平成 25 年 7 月 12 日（金） 17：00 までとする。

イ 提出方法

本実施方針と同時にホームページに公表する別添様式（Microsoft Excel 形式）に記入のうえ、そのファイルを E-mail に添付し送付する。

送付先

上越市 自治・市民環境部 生活環境課 施設整備係

E-mail

shinkuri@city.joetsu.lg.jp

タイトル

「(提出者名) - 実施方針等に関する質問、意見」

ウ 到達の確認方法

質問、意見書を提出した者に対して、市が到達確認メールを返信する。

(3) 入札公告(入札説明書等の公表)

入札公告は、平成 25 年 8 月下旬に行い、併せて入札説明書、要求水準書、事業契約書(案)、落札者決定基準及び様式集を公表する。なお、本事業の環境影響評価準備書は平成 25 年 10 月に、環境影響評価書は平成 26 年 6 月にそれぞれ公表を予定している。

3. 参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

また、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の実施にあたっては、以下に示す応募者の構成等で規定するものはもとより、上越市内に本社がある事業者を積極的に活用すること。

(1) 応募者の構成等

応募者は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施する予定の複数の企業で構成する企業グループとする。

応募者は、本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資する企業(以下「構成員」という。)及び運営事業者となる特別目的会社に出資しない企業(以下「協力企業」という。)から構成されるものとする(構成員のみで構成することも可能)。

応募者の構成員の中から「第 2 3 .(2)イ プラントの設計・建設を行う企業」のすべての要件を満たす 1 者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。

構成員又は協力企業の変更は認めない。但し、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。

設計・建設業務では、上越市建設工事入札参加資格者名簿(以下、「入札参加資格者名簿」という)に登載されている事業者のうち新潟県内に本社があり、上越市内に営業所等がある事業者で格付け点数が 1,300 点(建築一式)以上の事業者を 1 社及び、入札参加資格者名簿に登載されている事業者のうち上越市内に本社があり、格付け点数が 900 点(建築一式)以上の事業者 1 社以上を構成員又は協力企業に含めること。

構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。

構成員又は協力企業が、複数の企業等で構成されるものである場合には、これらを構成するものについても他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。

同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者等の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、構成員及び協力企業となることはできない。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
上越市の指名停止措置を受けている者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者

会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者

民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者

破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成する者（暴力団の構成団体を構成する者を含む。）の統制の下にある者

本事業に係るアドバイザー業務に携わった企業、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 20 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 20 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。なお、本事業に係るアドバイザー業務に携わった企業は次のとおりである。

八千代エンジニアリング株式会社
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

市が設置する本事業の事業者の選定に関する審査機関（以下「審査機関」という。）の委員が所属する企業

本実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について市が設置する審査機関の委員に対し、接触等の働きかけを行った者

イ 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設、運営・維持管理の各業務を行う者として、以下の からの各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設のプラントの設計・建設を行う企業は、構成員とし、以下の要件を全て満たすこと。

- 1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- 2) 市の競争入札参加資格者名簿の清掃施設工事の登載者であること。
- 3) 以下に示す要件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の建設実績を有すること。
 - a) 1炉当たり85t/日以上かつ炉構成が2炉以上
 - b) 発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設(処理方式は、「ストーカ式焼却方式」または「ストーカ式焼却+灰溶融方式」に限る)
 - c) 平成15年度以降かつ入札公告の前日時点までに稼働開始している施設の元請としての設計・建設実績を有すること。
- 4) 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。

本施設の建築物等のうち土木部分以外(以下「建築部分」という)の建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の建築物等のうち建築部分の設計・建設を行う企業は、構成員または協力企業とすること。当該業務を複数の構成員又は協力企業で実施する場合は、少なくとも1社が以下の全ての要件を満たすこと。

- 1) 建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく一級建築士事務所登録の有資格者であること。
- 2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- 3) 市の競争入札参加資格者名簿の建築工事の登載者であること。
- 4) 建設業法における建築工事業に係わる監理技術者として、一級建築施工管理技士または一級建築士の資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。

本施設の建築物等のうち土木部分の建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の建築物等のうち土木部分の設計・建設を行う企業は、構成員または協力企業とすること。当該業務を複数の構成員又は協力企業で実施する場合は、少なくとも1社が以下の全ての要件を満たすこと。

- 1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する土木一式工事に係る特

定建設業の許可を有すること。

- 2) 市の競争入札参加資格者名簿の土木工事の登載者であること。
- 3) 建設業法における土木工事業に係わる監理技術者として、一級土木施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者を本工事に専任で配置できること。

運営事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する者の要件

運営事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する企業は、構成員または協力企業とし、以下に示す要件を満たすこととする。同一業務を複数の構成員または協力企業で実施する場合は、少なくとも1社は以下の要件を全て満たすこととする。

- 1) 以下の要件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務実績を元請(地方公共団体発注のPFI、DBO、長期包括運営委託事業のSPC(特別目的会社)から直接受託したものを含む)として有すること。
 - a) 1炉当たり85t/日以上かつ炉構成が2炉以上
 - b) 発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設(処理方式は、「ストーカ式焼却方式」または「ストーカ式焼却+灰溶融方式」に限る)
 - c) 平成15年度以降かつ入札公告の前日時点までに稼働開始している施設
- 2) 廃棄物処理施設技術管理者(ごみ処理施設)の資格を有し、発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設(処理方式は、「ストーカ式焼却方式」または「ストーカ式焼却+灰溶融方式」で1炉当たり85t/日以上かつ炉構成が2炉以上の施設(1年以上の稼働及び1系列あたり90日間以上の連続運転実績を有する施設に限る(ただし、灰溶融施設については1系列あたり90日間以上の連続運転実績は要件としない))の現場総括責任者(施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者)としての経験を有する技術者を有すること。
- 3) 本施設の運営・維持管理にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

ウ 参加資格の確認

参加資格確認基準日は入札参加資格審査書類提出日とする。

落札者決定日までの間に応募者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。

落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、市は落札者決定を取り消す。この場合において、市は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

4. 応募者の審査及び選定

(1) 審査機関

応募者の審査は市が設置した審査機関において実施する。

なお、構成員又は協力企業が、落札者決定前までに、審査機関の委員に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

このため、審査機関及び同機関を構成する委員については、決定したい応募予定者に伝えるとともに、市のホームページに掲載する。

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

イ 事業提案審査

事業提案審査に当たっては、あらかじめ設定した審査事項に従って、審査機関において事業提案書類の審査を総合評価の方法により行い、優秀提案を選定する。

ウ 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する落札者決定基準書に示すとおりとする。

エ 審査結果

審査の結果については、各応募者へ通知するほか、結果の概要、審査講評を市ホームページに掲載する。

5. 落札後の手続き

(1) 基本協定の締結

市と落札者は落札者決定後速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務、特別目的会社の設立等について規定した基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立

落札者決定後には、落札者は、特別目的会社を速やかに設立しなければならない。なお、特別目的会社は次の要件をすべて満たさなければならない。また、構成員以外のものは特別目的会社への出資をすることができない。

運営事業者の本店所在地は上越市内としなければならない。

応募グループのうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。

運営事業者の定款において、会社法（平成17年法律第86号）第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を市に提出すること。

運営事業者の株主は、市の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

(3) 契約内容に関する協議

市と落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 想定されるサービスの水準・仕様

事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の入札説明書等に示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うものとする。

2. 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・建設業務、運営・維持管理業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、市がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

市と事業者のリスク分担は、原則として「添付資料-4 リスク分担(案)」によるものとする。なお、その詳細については、入札説明書等において示す。

3. 市による事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する本施設の設計・建設及び運営・維持管理段階におけるすべての業務について、監視を行う。監視の方法、内容等については、入札説明書等に定める。

また、事業者の提供する施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係るサービスが十分に達せられない場合、市は、事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 敷地面積及び配置

事業実施区域 約 41,460 m²（「添付資料-5 事業実施区域」参照）

2. 土地利用規制

用途地域	市街化調整区域
防火地域	指定なし
高度地区	指定なし
砂防指定地	指定なし
建ぺい率	70%以下
容積率	200%以下
緑化率	指定なし

第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従う。

2. 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、新潟地方裁判所高田支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

(1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。

(2) 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。

(3) 前2号の規定により市が事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

(1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、民間事業者は、事業契約を解除することができる。

(2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

(1) 設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運營業務委託契約についても解除することができる。

(2) 運営・維持管理期間においては、市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運營業務委託契約を解除することができる。

4. その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I 法に規定する法制上及び税制上の優遇措置等並びに財政上及び金融上の支援等はない。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

市は、施設整備及び運営事業契約の締結にあたっては、予め議会の議決を経るものとする。

2. 情報提供

情報提供は、適宜、市のホームページで行う。

3. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

4. 本実施方針に関する担当部署

上越市 自治・市民環境部 生活環境課 施設整備係

〒943-8601

新潟県上越市木田一丁目1番3号

電話：025-526-5111 内線（1225）

F A X：025-526-6185

Eメールアドレス：shinkuri@city.joetsu.lg.jp

ホームページ：http://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/seikats

